

福岡県医発第 1200 号（総）

平成 17 年 9 月 30 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



新医薬品の再審査期間の延長について

標記につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知が参りましたのでお送りいたします。

本件は、薬事法第 19 条の 4 において準用される同法第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、「アマリール 1mg 錠、アマリール 3mg 錠」について、再審査期間が延長されたため、関係各方面に対し周知するよう都道府県知事等に対して通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

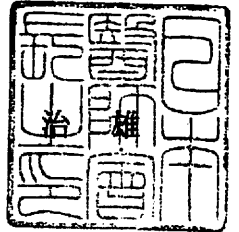
日医発第 511 号 (地 I 104)

平成 17 年 9 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松



新医薬品の再審査期間の延長について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬食品局長より、都道府県知事、政令市長、特別区長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、薬事法第 19 条の 4 において準用される同法第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、「アマリール 1 mg 錠、アマリール 3 mg 錠」について、再審査期間が延長されたため、関係各方面に対し周知するよう都道府県知事等に対して通知するものです。

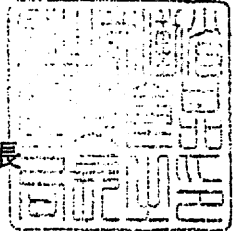
つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



薬食発第0912004号
平成17年9月12日

(社) 日本医師会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



新医薬品の再審査期間の延長について

標記につき、別添写しのとおり各都道府県知事、政令市長及び特別区長あて通知いたしましたので、貴会におかれましても各会員に対する周知方、御協力お願いいたします。



薬食発第 0912003 号
平成 17 年 9 月 12 日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

新医薬品の再審査期間の延長について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 19 条の 4 において準用される同法第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり新医薬品の再審査期間が延長されたので、御了解のうえ関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。

記

小児集団における使用経験の情報を集積するため、小児の用量設定に関する市販後臨床試験等を実施する必要があると認められたもの

1. アマリール 1 mg 錠、アマリール 3 mg 錠（アベンティス ファーマ株式会社）
延長された再審査期間：平成 21 年 3 月 21 日まで